

職員参集体制等

《新》

職	参集基準		備考
	風水害	地震災害	
本部員 (部長)	次のいずれかに該当する場合 ①災害対策本部を設置し、本部会議を開催するとき（全員参集） ②災害対策本部を設置し、準備会議を開催するとき（一部参集）	次のいずれかに該当する場合 ①震度 5 弱以上の地震があったとき（全員参集） ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表されたとき（全員参集）	風水害にあつては、危機管理監から発信される気象予測メールを確認し、所管する班の班長に災害対応体制の構築を指示するとともに、自身の参集に備える。 ※準備会議の参集対象者は、参集メール文面で指定して通知する。
本部 連絡員	本部員参集基準に同じ	本部員参集基準に同じ	第 1 順位の本部連絡員に連絡が取れない場合は、代理職員に参集を求める。
班長 (課長)	次のいずれかに該当する場合 ①災害対策本部を設置し、本部会議を開催するとき ②所属の本部員から参集の指示があったとき	次のいずれかに該当する場合 ①震度 5 弱以上の地震があったとき ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表されたとき	地震災害の場合、総務班及び教育総務班の班長は、庁舎機能点検のため必要な人員を参集させる。
上記 以外の 職員	次のいずれかに該当する場合 ①災害対策本部を設置し、本部会議を開催するとき ②所属の班長から参集の指示があったとき	次のいずれかに該当する場合 ①震度 5 強以上の地震があったとき ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ③所属の班長から参集の指示があったとき	速やかに参集することが困難な場合は、所属の班長に連絡する。

次に掲げる班は、気象警報が発表されたときは、班長の指示により職場に待機する。

秘書広報班、総務班、子ども支援班、福祉班、環境班、道路河川班、施設班、教育総務班、教育推進班、文化スポーツ班、産業観光班、緑化公園班

※幼稚園・保育園、三の倉・大畑センター、小中学校、消防の職員については、この基準の適応除外とし、参集に関しては、所属の班長の指示に従う。

《旧》

種 別	体制をとる課 (班)	基 準	摘 要
準備体制	企 画 防 災 課 道 路 河 川 課 消 防 署 施 設 課	①次の注意報のうちいずれかが 発表されたとき 大雨注意報 洪水注意報 ②その他市長がこの体制を命 じたとき	①災害対策本部は設置されない。 ②各種情報の収集及び連絡活動
警戒体制	企 画 防 災 班 都 市 計 画 部 建 設 部 消 防 部 関 係 各 班	①次の警報のうちいずれかが 発表されたとき 暴風警報 大雨警報 洪水警報 ②その他市長がこの体制を命 じたとき	①市長が必要と認めたときは、災 害対策本部が設置される。
非常体制	全ての部、班、 又は関係部、班	①災害が発生し大規模な被害 が予想されるとき ②災害救助法が適用される災 害が発生したとき ③土砂災害警戒情報が発表さ れたとき ④特別警報が発表されたとき	①災害対策本部が設置される。
救助体制	企 画 防 災 班 総 務 班 消 防 部 福 祉 部 関 係 各 班	災害救助法が適用される災害 で救助関係以外の組織は特に 体制をとる必要がない程度の 災害が発生したとき	①災害対策本部が設置される。 ②災害救助法が適用される。